

解 題

証券アナリストジャーナル編集委員会
第四小委員会委員 小宮山 賢

本号の特集のテーマは「減損会計を考える」である。このテーマを採り上げた背景は、しばしば新聞報道に登場する巨額の減損損失を計上する企業の増加にある。決算発表以前に、上場企業の適時開示情報において、業績修正として巨額の減損損失が公表される例も多い。また、最近では特定企業の減損に関する会計問題が、市場変動の重要な一要素となっていると思われる場合がある。

減損損失の発生は、市場から見てサプライズと捉える見方と、それまでのプロセスで織り込み済みという見方があるように思われ、一般的には利用者は後者の見解を持つ方が多いように思われる。また、設備の減損とのれんの減損は、双方とも巨額の損失となる場合もあり、わが国の減損の会計基準では計上手順は一括して扱っているが、それぞれに対する利用者（市場）の反応は全く同じなのであろうか。投資家・アナリストに有用となるように、減損会計の基本的な考え方の確認や最近の実務の動向を含め、これらの問題を考えてみたいというのが本テーマを採り上げてみた理由である。

田中論文の冒頭でも記述されているように、わが国の会計基準上、減損会計の処理は次の四つのステップで行われる。

①資産のグルーピング

②減損の兆候の把握

③減損損失の認識

④減損損失の測定

これらのステップについて、減損損失の計上時期と金額に影響を与える要因には、例えば、次のようなものがあると考えられる。

①資産のグルーピングでは、減損の対象となる資産または資産グループを把握するが、グルーピングの継続性は要求されているものの、区分の方法や大きさにより、減損の計上の時期と金額に差が出てくること。

②減損の兆候の存在を示す事象としては、営業損益や営業キャッシュフローのマイナスの継続のような実績数値、使用範囲または方法の変化のような経営者の意思決定、経営環境の著しい悪化や市場価格の著しい下落のような外部環境の影響といったように、性質の異なる要素が併存していること。

③減損損失の認識においては、割引前将来キャッシュフローの算定では、経営者による見積もりの幅が大きいと想定され、また、主要な資産の選択によってもキャッシュフローの違いが生ずること。

④減損損失の測定では、帳簿価額の減額の対象となる回収可能価額の算定について、正味売却価

額と使用価値について選択が可能な余地があり、使用価値の算定では③と同様にキャッシュフローの幅が大きいことと、割引率の選択の余地があること。

これらがどのように財務諸表に影響するかという問題意識を踏まえ、4編の論文の執筆を依頼した。

田中論文「日本基準とIFRSの相違による減損会計の影響」では、日本基準とIFRSの減損会計のポイントについて、減損会計の適用手順に沿って、基本的な点から記述している。IFRSから見た日本基準との相違点として、次のような点が挙げられている。

- ・IFRSでは、減損の兆候の識別について、数値基準は示されていない。
- ・IFRSは日本基準のように減損の存在が相当程度に確実な場合のみ減損損失を認識するという考え方ではなく、資産の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合にはいつでも減損損失を認識するという考え方を採っている。
- ・IFRSではのれんの償却は行わず、最低年1回減損テストを行い、減損損失の認識を行う。
- ・IFRSでは、各報告期間の末日において、過去の期間にのれん以外の資産について減損の戻入れの兆候が存在する場合には、減損損失の戻入れが求められる。一方、日本基準では減損損失の戻入れは認められていない。
- ・IFRSにおいては減損損失やその後の戻入れが生じた期において行われる開示に加え、のれん及び耐用年数を確定できない無形資産に関しては、減損損失やその戻入れの有無によらず、毎年減損判定に関する事項についても開示が求められている。

更に、田中論文では、このような主要な会計基準差異がもたらす実務上の影響として、次のよう

な点を指摘している。

- ・IFRSを適用することにより、のれんの償却費負担を軽減できる一方で、経済状況や市況の悪化が生じた場合には、日本基準よりも巨額の減損損失が一度に生じるリスクが存在する。
- ・IFRSでは減損の兆候が存在する場合、直ちに回収可能価額と帳簿価額を比較することとなるため、減損の兆候が識別された場合には減損損失が認識される可能性が高く、減損損失が認識されやすい。
- ・IFRSの方が日本基準よりも厳格に減損損失の認識を行うこととなるため、IFRSを適用した場合、減損テストの実施には多くのコストを費やすこととなり、日本基準と比較して実務上の負担が大きくなる。
- ・日本基準においては、減損損失が認識されるまでは財務諸表上特段の開示が行われないことから、財務諸表利用者は減損損失の発生可能性に関する情報を適時に入手することができないという問題点がある。

出居論文「わが国の企業の最近の減損損失の傾向」では、減損損失の認識に関連して一定の事項の注記が求められているが、財務諸表利用者は実際に企業が行った開示から十分な情報を得られているのだろうかとの問題意識を踏まえ、最近5年間にわが国の企業が計上した減損損失について、連結財務諸表の情報を業種別に検討し、その傾向や特徴と開示内容を分析している。全般的な分析としては、直近5年間に「固定資産またはのれん」の減損損失を計上した企業数の推移は、全体的には緩やかな増加傾向にあるが、のれんの減損の会社数を見てみると、計上している会社数自体は少ないものの、「固定資産またはのれん」の減損の推移とは異なり、H26/3期以降は一貫して増加

していると分析している。また、減損損失が計上された背景を分析するために開示（主に、認識に至った経緯の内容）を確認したが、「超過収益力の低下」という一般化された理由のみを開示する企業が多く、各社固有の具体的な背景を把握することは困難であったとされている。

出居論文では、更に、減損損失の計上割合が多い、上位4業種の小売業、食料品、建設業及び化学の各業種について詳細に分析を行っている。具体的な分析内容は論文をお読みいただきたいが、現状の減損損失の注記・表示について、次のような問題点を指摘している。

- ・会計基準に基づく一定の開示は概ね行われているものの、その内容としては具体性に欠ける画一的な開示が多かった。
- ・減損損失の認識に至った経緯については、収益性の悪化という記載が大多数であり、また、回収可能価額の算定方法についても、将来キャッシュフローをどのように見積もっているのか、経営者の判断や前提はどのようなものなのかという具体的な記載はほとんど見られなかった。
- ・見積もり要素が多く含まれる減損損失の会計処理においては、経営者が行った判断を財務諸表利用者が適切に判断するために十分な開示を行うことは極めて重要であり、各社固有の実態を表すような開示が行われることが望まれる。
- ・小売業は出店・廃店などの影響か、概ね毎期減損損失が計上され、計上額もさほど多額にはなっていないケースが多い。こうした観点からは、減損損失を一律に特別損失に計上することが財務諸表利用者にとって有用なものかどうかは疑問が残った。

木村論文「実証分析—減損損失に対する投資家の反応と評価」では、冒頭に、減損が生じた固定

資産のタイプが異なることで、減損損失に対する投資家の反応や評価がどのように異なるかについて、実証的に検証した学術研究が見当たらないことが述べられている。そこで、木村論文では、減損損失に対する投資家の反応や評価について、それが生じた固定資産のタイプ別に検証を試みている。また、のれんの減損損失について、これにより、非償却処理ののれんの減損損失と、償却処理（日本基準）ののれんの減損損失に対する投資家の反応や評価の違いを、同時期の企業間比較によって検証しようとしている。検証期間は、2007年から16年の10期間である。

木村論文における「減損損失に対する投資家の反応」の検証結果は、次のようなものである。

- ・減損損失が大きいほど、投資家はより大きなマイナスの反応を示す（株価が下落する）。投資家は、減損損失の少なくとも一部は予期できておらず、決算発表時に減損損失が計上されたことに驚くようである。
 - ・投資家が決算発表に含まれている有形固定資産の減損損失に対しては驚かないのに対し、のれんの減損損失は予期しておらず、それが大きいほど大きなマイナスの反応を示す（株価が下落する）。
 - ・投資家が決算発表に含まれている非償却処理されているのれんの減損損失に対しては驚かないのに対し、償却処理されているのれんの減損損失は予期しておらず、それが大きいほど大きなマイナスの反応を示す（株価が下落する）。
- また、木村論文の「減損損失に対する投資家の評価」の検証結果は、次のようなものである。
- ・減損損失が大きいほど株価が高い、つまり、減損損失の計上が、企業の株式価値（将来キャッシュフロー獲得能力）にプラスの影響を与えると投資家が評価している。

- ・有形固定資産から減損損失が発生した場合に比べ、のれんから減損損失が発生した場合の方が、より将来キャッシュフローの獲得能力が向上すると投資家が評価している。
- ・非償却処理されているのれんの減損損失と、定期的に償却処理されているのれんの減損損失に対して、投資家が将来キャッシュフロー獲得能力に関して異なる情報内容を持つものとして評価しているとはいえない。

木村論文では、減損が生じた固定資産のタイプが異なると、減損損失に対する投資家の反応や評価が異なるのはなぜか、その因果メカニズムの解明は、今後の課題であるとしている。非常に興味深い検証結果であり、ぜひ今後の解明を期待したい。

山内論文「のれんの減損に係る事例とその特徴—日本基準採用企業を中心に—」では、東証一部上場の日本基準採用企業の中で、14年3月31日決算から17年3月31日決算において、金額が比較的に大きいまたは巨額なのれんの減損損失が発生している企業の事例を整理し、そこに見られる特徴を確認している。具体的には、情報・通信業、食料品、銀行業、陸運業を中心に17社の減損事例を紹介している。

山内論文では、これらの分析結果から、次のような指摘をしている。

- ・事例全体を通して、のれんの減損損失がいずれのセグメントで発生したのかについて、明確に記載されている事例は非常に少なかった。
- ・のれんの減損の発生が複数年度みられる企業が多数確認された。
- ・各事例において、のれんの減損発生までの期間を確認してみると、恐らくそののれんのほとんどが発生したであろうと考えられる子会社化か

らごく短期間で、のれんの減損が発生している事例が非常に多い。

- ・のれんの減損が発生しているセグメントをみると、複数年度、同じセグメントからのれんの減損が発生している事例を確認することができる。
- ・のれんの減損がみられるセグメントにおいて損失の発生が確認される事例がある一方、損失が発生していないような事例もみられる。
- ・のれんの減損は、海外の事情や経済環境に大きく影響を受けていることが分かる。
- ・正味売却価額と比較される使用価値の測定については、ブラックボックスである。使用価値が用いられる場合には、その割引率が一つの問題となるが、かなりのバラツキがある。
- ・のれんの減損個別の情報が他の情報に埋もれてしまい、確認すること自体が難しいことも少なくない。のれんが他の資産とその性格を異にするもの、ということに鑑みれば、のれんとその他の固定資産の情報との明確な区分開示が必要である。

以上のように、4編の論文の概要を紹介したが、木村論文によると冒頭に述べた「減損損失の発生は、市場から見て、それまでのプロセスで織り込み済みという見方」は、当たっていないように思える。特に、日本基準の償却のれんの減損については、その見方は当たっていないように思われる。また、田中論文、出居論文、山内論文では、現行の減損に関する開示の不足の可能性を多く指摘しており、利用者にとっては、これらの改善が必要とされているようにも思える。本特集が、読者であるアナリストの方に、減損について、更にどのような開示情報が必要かを考えていただく一助となれば幸いである。